



発行所 大阪府農業会議
大阪市中央区農人橋 2-1-33
JAバンク大阪信連事務センター3階
電話 直通 06(6941)2701~2
http://www.agri-osaka.or.jp
発行人 中谷 清

農家全戸調査での結果を踏まえ

高槻市農委が市長に意見提出

高槻市農業委員会(橋長俊彦会長)は10月4日、濱田剛史市長に対して農地等利用最適化推進施策等に関する意見を提出した。同市農委では、各地区で農政懇談会を開催し、昨年からの今年にかけて管内農家を対象にアンケート調査も実施。これにより得られた現場の課題等をくみ上げて意見を提出したものだ。



濱田市長(左)に意見書を手交する橋長会長(右)

高槻市農業委員会では、昨年11月に「農地の利用に関するアンケート調査」を実施。本調査では、多くの市内の農業者が農業経営の縮小・廃止を余儀なくされ、その理由として、自身の年齢や体調に加え、後継者がいないことや農業用機械の更新にかかる莫大なコストがあることが浮き彫りとなった。

一方、アンケート調査の回答率は8割を超えており、こうした諸課題の解決を前提とした営農継続への意欲の高さがうかがえる。

農家の実情に応じた施策を要望

アンケート調査結果の内容を踏まえながら意見書では、①「都市農業振興施策全般について」、②「地産地消や食育啓発、主産地育成事業の推進について」、③「農地の保全に向けた農業施設の整備について」、④「農空間を取り巻く良好な環境の形成について」の4点。

①「都市農業振興施策全般について」では、特定生産緑地の指定促進だけでなく、都市部での営農を支援するために、担い手や受託組織への支援、農業用機械共同化に対する支援といった農業支援策に関する内容を盛り込んだ。

②「地産地消や食育啓発、主産地育成事業の推進について」では、都市農業においては、地域住民の農業理解の促進が不可欠であるとして、学校給食における地産地消の推進や、学校学習田支援事業の補助の継続・拡大を要望した。

年金の お受け取りは JAで

JAバンク大阪(JA/信連)
JAバンク大阪へ 検索

主な記事

- 農地法研修会……………3面
- 農地利用状況調査……………4~5面
- なにわ農業賞受賞者紹介……………6面

③「農地の保全に向けた農業施設の整備について」では、農業者が営農を継続できるような農地保全に向けた農業施設の整備について、農道や水路等の整備、農業基盤保全事業の利用推進、農業用水の確保対策、小規模な農地の集約化事業の推進等を要望している。

④「農空間を取り巻く良好な環境の形成について」では、地域農業を残していくためには、農業者の耕作意欲を高める良好な営農環境が形成されることが不可欠であることから、有害鳥獣対策、不法投棄への対策、農道・農業用水路等の管理等を盛り込んだ。

農委では、「高槻市が多様な価値観を満たせる街として持続的に発展するためにも、農地を支える農業者への支援が一層拡充されることを期待している。農委としても農地の適正な利用に全力で邁進し、本市の農業の維持・発展に向けて取り組んでいきたい」としている。(沼田)

風速計

本稿が紙面に
なる頃には、総
選挙の大勢が明
らかならなって
いるはず。衆院選
にあわせて行わ
れたのが、最高
裁判所の裁判官

の「国民審査」◆国民審査は、最高裁の裁判官を信任するかどうかを国民が審査する制度。最高裁の裁判官は司法の最終的な結論を下し、法律が違憲でないかどうかや、行政の対応に問題がないかも判断する強い権限をもつ◆総選挙と比べてマスコミもあまり報道せず、判断材料になる情報も少ないとの指摘も。しかし、国民が「憲法の番人」を直接チェックできる唯一の機会。十分に情報収集をして一票を投じたい◆農業委員・推進委員の活動目標を求める農水省通知案や、地方負担を導入する新規就農対策予算など現場と乖離した対応に混乱を招くケースが散見。農委組織としてチェック機能を果たし地域の実情に応じた政策対応を求めることが重要だ。

(北川)

農振計画の位置付けなど協議

観光農園駐車場案件調査

大阪府農業会議は10月6日、貝塚市の農業振興地域における観光農園駐車場への農地転用案件に係る現地調査を実施した。

勝間泉佐野市農委会長他泉州ブロックの常設審議委員4人と、同市農委の永橋会長、田仲職務代理、事務局3人及び農業会議事務局が出席した。

農振農用地における一時転用案件で、地元委員や申請者に経過や課題等を聴取した。

本案件は、代替地による駐車場の確保と、農業振興計画の変更による恒久的な転用のいずれかを検討することとし、それまでの一時転用を行う申請。営農の状況については現在、新たな

ハウスを建てるなど事業拡大し、また、申請者の息子が農業後継者となっており、経営の継続性は認められると判断された。

泉州ブロックでは、この日の現地調査での聴取内容を踏まえ、常設審議委員会の事前説明会で協議することとした。



現地で経過や課題等を聴取する

農業分野での活用第1号

町の基金事業で水ナス漬けに挑戦 熊取町・農園与助

熊取町が平成29年から始めた「産業活性化基金事業」を活用し、町内の水なす農家「農園与助(鈴木純代表)」が、農園で生産した水なすを漬けに加工

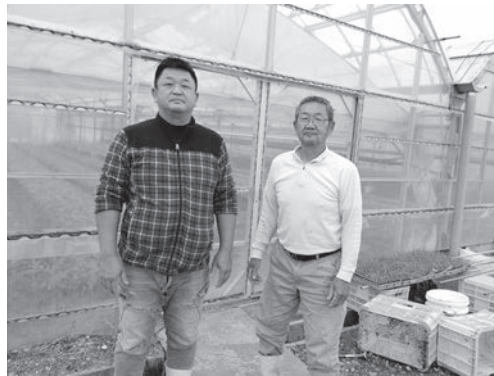


生ナスと水ナスをセットで販売

工・販売するための設備導入費用等で補助を受けることとなった。農業分野では初めての活用例となる。

同事業は、昭和47年から中小企業支援のために積み立てている資金を活用し、町の産業の活性化に貢献する事業者を支援するもの。農園では、代表の鈴木純さんと、父で農業委員会会長の實さんが3年前から漬けづくりに取り組んでいる。

約15㍓の農地で生産する水ナスに付加価値をつけたいと考えた鈴木さん親子は、水ナス本来の味を楽しんでもらうべく、色



この夏、水ナスを生産していたハウスの前で

止め剤を使わない無添加の水ナスを使った漬けづくりにごこだわり、試行錯誤を重ねて来た。また、販売面では、地域内外の幅広い層を対象に売り出すため通信販売を中心とした販売方法をめざしている。

3年目の今年は、直売所に出荷した分も含めて好評を博し、農園の水ナス漬けは完売。今秋に町のブランド「くまどりやもん」の認証も受け、名実ともに熊取の誇るブランドの一つとして、より多くの人に水ナス漬けを味わってもらうことをめざす。

實さんは、「今後は、熊取のブランドをPRする様々な機会を通じて、農園の水ナス漬けを広く知ってもらいたい」と意気込みを語り、町としても「この事業が農業事業者の所得安定に繋がれば、今後6次産業化を検討する農業事業者のお手本にもなるのではないか」と期待を寄せる。

(沼田)

月間農政ファイル

9・21～10・20

9・21 米政府は、東京電力福島第一原発の事故後に導入した日本産食品の輸入停止措置をすべて撤廃。欧州連合(EU)も、日本で栽培されたキノコ類などの輸入規制を10月10日から緩和する。

10・4 岸田内閣が発足。農相には、参議院議員の金子原二郎氏が就任。

10・11 政府は、衆院本会議で、産地の長期計画的な販売を支援する「米穀周年供給・需要拡大支援事業」に申請済の20年産米を対象に、15万トンの特別枠を設け支援すると表明。産地が長期保管できるようにし、新規需要向けに販売を促す方針。

10・12 農水省は、令和3年産水稲の作況指数(9月25日現在)は全国で100の「平年並み」と発表。10㍓当たりの予想収量は539キ(前年比約1%増)。

大阪の作況指数は99、予想収量は488キ(前年比約2%減)で「平年並み」。

農地法業務の留意点など研修

農地法研修会

農業会議と大阪府は10月11日、市町村農業委員会職員を対象に農地法研修会を大阪市内・シティプラザ大阪で開催した。

全国農業会議所の山村事務局長代理兼農地・組織対策部長が「今後の農政と農業委員会制度を巡る情勢について」報告した(詳細は左記)。

続いて、府環境農林水産部農政室整備課農地調整グループの

倉知総括主査から農地法関係業務の留意点について、森川副主査から遊休農地調査についてそれぞれ研修した。

農地法関係業務については、「意見書」の作成を想定し、農地転用許可基準における「立地基準」(7面に説明内容を掲載)と「一般基準」における留意点を説明。この他、客土等を伴う農地造成の取扱いについては、

災害危険性のある盛土でないかの確認、搬入される土砂や造成後の営農に係る計画についての厳格な確認を求めた。

また、規制改革関連では、再生可能エネルギーの導入拡大の議論が進められている中でも、営農型太陽光発電設備への転用案件は、農水省の通知やQ&Aを踏まえ、適切な営農が行われる見込みを確認し、また、違反転用については、原状回復を基本として、農委の日々の巡回を通じて早期発見、未然防止に努めることなどを呼びかけた。

遊休農地調査については、今年度から荒廃農地調査と統合され、遊休農地の区分や回答様式、実施スケジュール等が変更となったことからその留意点について説明。あわせて、今年度、国から利用状況調査で再生利用が困難と判断された農地等について非農地判断を促進する通知が発出されている旨を述べた。

その後、農業会議から常設審議委員会において、案件内容に応じて説明の必要な項目等を整理し、議案説明の改善を図る旨を報告した。(沼田)



農委からの照会の多い事項を踏まえ、担当者に説明した

情勢報告

農業現場に即した農政推進を

(一社)全国農業会議所

山村 勝廣 事務局長代理

平成24年に誕生した安倍政権が掲げたアベノミクスの「3本の矢」の政策の一つは、「民間投資を喚起する成長戦略」であった。その間、農山漁村再生

可能エネルギー法(平成24年)、農地中間管理事業法(平成25年)、農協法・農委法等の改正(平成27年)といった法制度がそれぞれ制定された。

また、平成28年の国家戦略特区法により、一般法人の農地取得と農地法第3条業務の市町村移管の議論も特に支障がない場合は全国展開を進めることを想定し、令和3年8月までの時限的措置として取り組まれて来た。

農地中間管理事業法については、令和元年に5年後見直しが行われ、更なる集積に向けて人・農地プランの実質化に全国で取り組むこととなった。そして、昨年度より農業委員会法の5年後見直しが進められ、農業委員会の最適化業務の定量化やその評価・公表について規制改革推進会議で指摘が寄せられた。こうした近年の農業政策を振り返ると、いつも規制改革の話が農政の本流になってしまっていると言わざるを得ないというのがこれまでの状況であった。

一方、新政権は、規制改革を現場目線で検証するとしており、成長と分配の好循環を図る大規模な予算編成が行われている。来年度の農業委員会組織関係予算については、機構集積支援事業でタブレット端末を農業委員・推進委員が活用するための予算措置がされる見込みとなっている。

難しく、可能な限り委員全員で取り組める方針を構築したい。農業委員会には、規制改革実施計画における違反転用の実態調査や、地方分権改革における農業委員の認定農業者過半数要件及び推進委員の定数上限の緩和等に係るアンケートなどで協力いただいているところ。また、市町村長に発出された通知では女性委員登用の目標・計画の策定、実績の報告・公表が求められている。

農業委員会に求められる事項は年々増えている状況であるが、農業委員会系統組織として適切に対応し、この難局を乗り越えていきたい。(沼田)



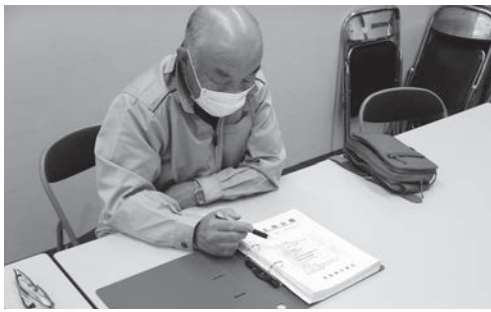
パトロールは地区を知る第一歩

泉南市農委

泉南市農業委員会（中野吉次会長）は、8月から9月にかけて農地パトロールを実施した。今年度は、各地区担当委員とその補助員である農協推薦の実行組合長とで班を編成し、それぞれで地図や遊休農地の判断に係る資料などを持ちながら巡回した。

農地利用状況調査

男里地区は、担当の中野会長が実行組合長とともに8月に巡回。同地区においては、都市農地と調整区域の農地が混在する地区であり、離農者を抑える事は難しい状況である。同地区は、従来から男里土地



男里地区で実施した農家調査の結果を踏まえ対策を検討する中野会長(泉南市)

改良区で管内の組合員農家に対して年に数回総会を開き、農地の耕作状況を取りまてている。そのため、遊休化が見込まれる農地もきめ細やかに対策し、遊休農地が増加しない

生産緑地の確実な保全へ

寝屋川市農委

寝屋川市農業委員会（奥野隆雄会長）は、9月中旬に農地パトロールを実施。16日には奥野会長を含む農業委員3人と事務局2人で美井地区と木屋地区の農地パトロールを実施した。

美井地区は、全域市街化区域で、住宅が立ち並ぶ中に農地が点在している地区。多くは問題なく保全されているが、生産緑地の指定を受けてい

よう迅速な対応がとられている。地区の実情を踏まえ、中野会長は「地区農家は高齢で後継者がいない者も少なくなく、5〜10年後に遊休農地が増加することを懸念している。ほ場整備を行い集約的な農業を行えるよう

からも遊休化が懸念される農地も見られた。「生産緑地であるからには、農地として確実に保全されるべき。貸し農園として活用するなど保全のために様々な方法を検討する必要がある」と委員も語

気を強める一幕もあった。続いて巡回した木屋地区は、北部が市街化調整区域で、一団の農地が残存するエリアだ。遊休農地の中には水はけが悪く、農地利用が困難なものも確認された。地区委員からは、「耕

式を活用。特に「新規就農者、新規参入者への相談対応」、「農地の出し手・受け手の利用調整」、「農地パトロール」、「遊休農地活用の相談活動」の4点は町の農地・担い手対策に直結する重要な業務として位置づけ、各地区の担当委員が取り組んでいる。

活動記録で委員の意識喚起

岬町農委

岬町農業委員会（下出忠会長）では、平成30年度から農地利用最適化交付金の活用を機に農業委員会委員の活動記録に

活動記録2年目からは、全国農業会議所の「農業委員会活動記録セット」の様

式を活用。特に「新規就農者、新規参入者への相談対応」、「農地の出し手・受け手の利用調整」、「農地パトロール」、「遊休農地活用の相談活動」の4点は町の農地・担い手対策に直結する重要な業務として位置づけ、各地区の担当委員が取り組んでいる。

日々の活動記録は「半日を△、終日は○」と簡潔な記載方法と

行政・関係機関と連携し、一団農地として農業法人等の担い手に貸し出すなど将来に向けた対策が必要」と警鐘を鳴らす。農地パトロールや調査結果は、地区の話し合いの基礎情報として活用される予定だ。

また、今年度委員と実行組合長主体でパトロールを実施したことについては、「委員自身が地区の課題を把握し、農地のあつせんに繋げていくための第一歩になったのではないかと話す。」



住宅に囲まれた農地も散見された(寝屋川市)

(沼田)

(沼田)

(沼田)

遊休農地解消へ対策本部設置

高槻市農委

高槻市農業委員会(橋長俊彦会長)は、9月に市内全域で利用状況調査を実施。9月22日には、清水地区で農地パトロールが行われた。

高槻市では、遊休農地解消へ向け、農業委員会、市、JA及び実行組合で組織する対策本部を設置。地域ごとには地区協議会を設けている。当日は、そのメンバーである地区の農業委員・推進委員、実行組合長、並びにJA支店長、市事務局職員及び農林緑政課職員で巡回した。高槻市は、遊休化の早期防止のため、遊休化の恐れのある農

地を「遊休農地予備軍」として調査の対象とし、あらかじめ実行組合長が調査したリストをもとに遊休化、並びにその状況を一筆一筆丁寧に確認。対策等について検討している。

実行組合長から農地所有者に

声かけ等が行われていることもあり、巡回した農地には既に保全管理等が行われている農地も多く見られた。遊休農地対策は、関係機関をあげて取り組まれており、特に、実行組合長を地域の調査員として任命することで、地域の特性等を加味した、状況に応じた対応を遊休農地ごとで図られるなど、きめ細やかな対策となっている。

現場の声をくみあげて

泉佐野市農委



泉佐野市農業委員会(勝間富士男会長)

地区担当委員から個々の遊休農地の事情を説明(泉佐野市)

長)は、9月から10月にかけて農地パトロールを実施。10月13日には勝間会長を含む農業委員3人と推進委員1人、事務局1人で上之郷地区の農地パトロールを実施した。巡回に先立ち、地区担当委員が事前に管内農地の状況を確認しており、当日は従前から遊休農地、新たに遊休化が確認されていた農地が解消された現場

地区の農業委員である高谷敏宜委員は、「このような取り組みにより、昨年は、遊休農地は減少した。今後は、中間管理機構の活用や新規就農者へのあっせん等にも精力的に取り組み、さらに遊休農地発生を減少を目指したい」と話す。(松宮)



最後に本日の調査の集約(高槻市)

認定新規就農者へ貸借し解消

太子町農委

太子町農業委員会(金谷和美会長)は、9月中旬に農地パトロールを実施。8日には金谷会長と谷内職務代理、事務局1人の計3人で山田地区・畑地区の農地パトロールを実施した。

この日巡回した同地区は、中山間に位置しており、既に農家の大半が高齢であり、年々遊休農地が発生していることが大きな課題となっている。谷内職務代理も「自分が営農している畑地区の農業者は、自身よりも高齢の者がほとんどで担い手の確保が急務」と懸念を示している。一方、営農の条件は悪くない

ものの約10年前から遊休化していた農地が、新たに解消されたものも確認。

約50㍏に及ぶ遊休農地は、町内の認定新規就農者から借り受けて耕作したいと要望があり、これを受けて地区担当委員と農委事務局が所有者との仲介に入り説得。農業経営基盤強化促進法の利用権設定による貸借に繋がりが、翌春から野菜の作付けが始められることとなった。

同町では、昨年度に春日妙見寺・中山地区で話し合いを行い、人・農地プランを実質化しており、今後も町内でいかにして担い手の確保、遊休農地の解消を進めるかが課題となる。

金谷会長は、「田園風景の保存に努めるために、今回のような事例を増やし、遊休農地の解消に力を入れていく」と話す。(沼田)

などを中心に巡回した。同市が今年実施した農地パトロールでは、市内全体では高齢化に伴い遊休農地は昨年よりやや増加していたが、上之郷地区は担い手への貸借も行われ、昨年より遊休農地は大きく減少。残存している遊休農地については、「所有者が高齢で入院してしまい、本人の耕作が困難となった」、「所有者の相続人同士でトラブルになっていて、貸借が進められない」など地区委員が各農地の事情を説明。今後の



中山間部の遊休農地を確認(太子町)

177件の農業経営計画を認定 大阪版認定農業者認定審査会

大阪府は9月30日、大阪版認定農業者制度における農業経営計画177件を認定した。

同月27日に大阪赤十字会館で開かれた認定審査会(会長・坂本義信・府立環農水研農業大学校副校長)の答申を受けたもの。4月から7月までに受け付け

た32市町村からの計画で、総合事務所別では中部が多く85件、続いて泉州が55件、北部22件、南河内15件となっている。年齢別では70歳から79歳が66件、60歳から69歳が54件となっている。大阪版認定農業者制度は、平成19年に制定された「大阪府都

市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づくもので、小規模な農業者が多い府の実態を踏まえ、地産地消に取組むなどの小規模な農業者の経営改善計画を認定し、それを支援することが目的。

認定のタイプは、①大阪府認定経営強化型農業者(国版認定農業者並み)、②大阪府認定地域貢献型農業者、③大阪府認定地域営農組織。認定の有効期間は認定の日から5年間。(鈴木)

なにわ農業賞受賞者紹介64

安全・安心な農産物づくり

泉佐野市 家次眞二さん

平成22年に「なにわ農業賞」を受賞した泉佐野市市場東の家次眞二さん(60)。平成8年にサラリーマンを辞めて就農し、現在はご夫婦で、17坪の無加温ハウスの水ナスとその裏作のシュンギクを中心に、露地で水稲とその裏作にキャベツを栽培し、近隣の水稲の作業委託も引き受けている。

これまで、JA大阪泉州の出荷協議会等農業関係の各種役員をはじめ、農業以外にも

市の青少年指導員や町会役員等を歴任してきた。現在も、土地改良区副理事長や町会評議員として地域活動に取り組んでいる。

就農以来、一貫して取り組んでいるのが、安全・安心をモットーに農薬や化学肥料を極力使用しない栽培。大阪エコ農産物認証制度が創設される以前から、特に土作りにこだわり、環境に配慮した農業を実践している。現在は、シュンギクと米が大阪エコ農

産物として認証を受けている。

販売先としてはJAを中心に出荷しているが、水ナスは一部漬物用として業者に契約販売するほか、庭先販売も行っており、新鮮なこともあり、すぐに売り切れてしまうほどの人気である。

家次さんの自宅とほ場のある地域周辺は、近年、市街化が進み、周辺農地の宅地開発等が盛んな地域でもある。

家次さんも市街化区域に一部農地を所有しており、これまで生産緑地指定を受けていたが、まもなく指定から30年が経過するため今回、引き続き特定生産緑地指定を申請した。

令和4年度農大生募集

昨年度に創立100周年を迎えた(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所農業大学校では、令和4年度生の1次募集を11月15日(月)～12月6日(月)の期間に実施する。

受験資格は、高等学校を4年3月卒業見込みの者か

既卒者で、卒業後に府内で農業者または農業技術者として従事する志のある者。募集定員は25人。

昨年度卒業生21人の進路は、新規就農1人、雇用就農14人、就職(JAグループ)1人、就職(農業技術)2人、その他3人であった。

募集の詳細は同大ホームページまたは同大事務室(072・979・7032)まで。

家次さんによると、現在、息子は20代で会社勤めであるが、将来、農家を継いでくれることを期待しているとのこと。

とで、その時まで、夫婦で引き続き安定した家族経営を続けながら、農地を守っていきたいと話す。(光崎)



シュンギクを栽培するハウスで

農年CM放送

11月中FM802・Spotifyで

11月1～30日にかけて、近畿府県のラジオ局で農業者年金制度のCMが放送される。

従来はAMラジオであったが、今年は若い世代に重点的にアプローチするために、20～40代男女の聴取率トップのFM802に絞ってCM放送を実施する。

さらに、音楽配信サービスのSpotifyでも広告を実施することで若い世代へのPRを強化する。

農業者年金制度は7月に中期目標の加入者累計13万人に達し、新たに「加入者累計15万人早期達成に向けた加入推進運動」をスローガンに掲げている。

農業者の老後生活の安定のための制度であり、長期間の複利運用で最も大きな効果を発揮するため、若いうちから加入しておくことが肝要である。(田村)

第67回常設審議委員会

大阪府農業会議は10月18日、第67回常設審議委員会をJABAバンク大阪信連事務センターで開催した。

第1号議案の農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取に回答する件(茨木市、豊能町、能勢町、池田市、高石市、岸和田市、貝塚市、泉南市、阪南市、堺市、河南町、富田林市、松原市、羽曳野市、八尾市、枚方市、寝屋川市、四條畷市、交

野市農業委員会会長)29件(3万3239平方メートル)を許可やむを得ないと認め、回答することを議決した。

貝塚市の第4条は、農用地区域内農地で観光農園敷設駐車場に一時転用する案件で、「貝塚市農業委員会におかれては、貝塚市に対して市農業振興地域整備計画を見直し、当該申請地を農用施設用地として位置付けるよう提言すること」との意見を付した。

第2号議案の農業振興地域の

整備に関する法律第15条の2の規定に基づく堺市長諮問に答申する件では、1件(4万4770平方メートル)を審議した。議案説明資料のうち、農振法の開発許可の各基準に対する判断理由の記載内容の修正とその実態を確認した後に、許可やむを得ないと認める旨、答申することを議決した。

その後、事務局より令和4年度農林水産予算の概算要求の「新規就農者育成総合対策」における地方負担について、これまでと同様に国が責任をもつて全額国庫負担により措置するよう近畿府農業会議より農林水産大臣に要望する旨について報告した。

回答の内容は次のとおり。

【第1号議案】

第4条	件数	面積(平方メートル)
第4条	4	4251
第5条	25	2万8988
合計	29	3万3239

(農地区分別件数は、3種農地14件、2種農地14件、農用地区域内農地1件)

農地法解説⑧

転用許可の

「立地基準」

農地転用許可制度は、優良農地を確保するために、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を「農用地区域内農地」「甲種農地」「第1種農地」「第2種農地」「第3種農地」の5つに区分し、転用を農業用の利用に支障が少ない農地に誘導する仕組みを取っている。今回は、特に農業委員会から照会の多い事項を整理する。

○第1種農地の判断基準

「一団の農地」の取り扱い

第1種農地の判断基準の一つに「概ね10畝以上の規模の一団

の農地の区域内にある農地」がある。この「一団の農地」は、形式的に判断することは出来ない。農地法の運用通知で「山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地」と記載されているように、地形的な要因などで農業機械が横断可能か否かで判断し、その判断根拠となった図面を備えていただきたい。

○第1種農地における

既存施設の拡張の取り扱い

第1種農地は原則転用不許可

であるが、農地法施行規則第35条の例外規定の一つに「既存施設の拡張(拡張に係る部分の敷地面積が既存の施設の敷地面積の2分の1を超えないものに限る)」がある。

これは、2分の1を超えないければ何度でも自由に拡張できるという条文ではない。農地転用制度の原則である「優良農地の確保」と、周辺の状況変化などを踏まえた「拡張の必要性」を比較衡量して慎重な検討の上、適用する必要がある。

○第2種農地における

代替性の検討について

第2種農地は、申請に係る農地に替えて周辺の他の土地を供

することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められない場合に限り転用許可が可能である。

この判断は、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地や第3種農地があるか否か、②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否かにより行う。

「土地所有者との希望がマッチした」等の理由ではなく、他の土地について検討した上で申請地でしか事業目的を達成できない旨を確認し、記録しておく必要がある。(沼田)



東大阪の農業を広くPR

花園ラグビー場で地場産野菜直売

東大阪市では、このほど9月22日を「花園ラグビーの日」として制定。10月2日に花園ラグビー場で開催した花園ラグビーの日制定記念イベントの中で、農業関係機関・団体などで構成される東大阪市農業振興啓発協議会が「東大阪産野菜ラグビーマルシェ」を開き、地元産野菜

を来場客にPR・直売した。この日は、市内農家が生産した葉ダイコンや落花生、サツマイモなど10品目以上のさまざまな農産物や、東大阪産にこだわった焼き芋やポン菓子も店頭と並んだ。あわせて、同協議会の子どもを対象とした農業体験の取り組みなどさまざまな情報

提供や特産の輪ギク「玉串菊」についての展示なども行い、市農業のPRに努めた。

この日は、野菜の直売を目当てに来場した消費者だけでなく、試合を見に来た観客もマルシェを訪れ、「東大阪でこれだけ農業が営まれていることは知らなかった」などの反響もあり、昼までには農産物が完売する盛況ぶりであった。

市の担当者は、「これまで地場産農産物に触れる機会のない

方にも知ってもらおうきっかけになったのではないかと振り返り、「都市部で消費者が近くに存在する東大阪市において、地場産農産物の魅力を知ってもらい、地産地消を進めることは、農家にとってもメリットが多く、農地を保全することにも繋がる。今後も様々な機会を通じて市内の農業や農産物を広く発信していきたい」と話す。(沼田)



家族連れや試合を見に来た観客等でブースは賑わった(ポン菓子を手渡しているのは花園近鉄ライナーズの選手)

随 想

「金時人参は大阪の名物なん、知ってる？」
「え。あのおせちに入ってる人参？」
「そうそう。オレンジ色やなくて、ほんまに赤いあれ」
「あれって日本全国で売ってるやん」
「何言うてんの。大阪は300年前から金時人参の名産地や」
「えーっ。知らなかったわ」
まるで漫才のような会話が聞こえてくるのは、大阪ガスツッキングスクール教室の中。私は、約100年前から続くこの料理教室の料理講師です。開業当時の料理



大阪野菜が食卓を彩る
料理教室に大阪農業の応援団あり
株式会社大阪ガスツッキングスクール
インストラクター 吾妻 直子

今、料理は老若男女、どなたにも大切な生活の技として必要な時代になりました。そして料理は「楽しい事(イベント)」でもあります。料理教室には、親子・恋人・夫婦・友人・単身

赴任中・リタイア組など多様な方が来られています。私たち料理講師には多彩なテーマ・食材・調理方法などを企画開発するという仕事もあります。

昨年末に大阪府様のご紹介で

大阪の生産者の方と出会う機会がありました。地元大阪の農産物を広く深く学び、食していただく料理講習会開催の事前打合せのためでした。お二人の若手農家さんが淀屋橋にあるクッキ

のあちこちで頑張ってる農家さんやで。ブドウ、レンコン、ピーマン、水ナス、ズッキーニ、パプリカ、ニンニク、オクラにトマト、もあるで」
「えーっ？ それ全部、大阪なん？ なんや、近くにそんな産地があるなら地球にやさしいアースジーサンやね！」
「アースジーサン？ 言いたいのは、もしかしてSDGs(エスディーズ)のこと？」

◇筆者の紹介(あづま なおこ)
1964年兵庫県生まれ。1985年大阪ガス株式会社入社。神戸・ハグミュージアム・淀屋橋の各料理教室でチーフ職を経て、2020年より株式会社大阪ガスツッキングスクール本社フードコミュニケーショントeamのマネージャーに。
栄養士・飾り巻き寿司技能1級・味付けアドバイザー初級等の資格も持ち現職。